

令和８年度座間市外国語指導助手労働者派遣（単価契約）仕様書

1 業務名

令和８年度座間市外国語指導助手労働者派遣（単価契約）

2 目 的

本仕様書は、座間市教育委員会（以下「派遣先」という。）が、座間市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の外国語教育の充実と国際理解の推進のため、外国人の文化的な背景をもつ外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣することについて、この派遣業務を受注する事業者（以下「派遣元」という。）が履行すべき業務の範囲及び内容等について、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務内容

（１）派遣元は次に掲げる業務を履行すること。

- ① 小・中学校へALTを派遣すること。
- ② 派遣先及び小・中学校とALTとの連絡調整をすること。
- ③ 派遣先及び小・中学校に訪問、ALTの業務遂行状況の把握・評価をすること。
- ④ ALTに文部科学省発行の外国語活動教材「Let's Try」及び座間市で採択された外国語教科用図書を所持させ、それらを使用した授業を行うために必要な研修を実施すること。
- ⑤ 学習指導要領に基づく外国語教育のねらいと指導カリキュラムの理解や、日本人教師とのチームティーチングの進め方、日本語でのコミュニケーションや打合せの行い方、各校の外国語教育の目標や小中連携を意識した授業の進め方等、ALTにとって業務遂行に必要な研修を実施すること。
- ⑥ 年間指導計画、座間市の実態に合った学習指導案、授業仕様等作成時の情報提供、企画提案等を実施すること。
- ⑦ ALTに係る派遣先及び小・中学校からの要望や苦情等に対する必要な処置をすること。
- ⑧ ALTの勤務管理及び欠勤、遅刻等がある場合の派遣先及び小・中学校への事前報告と、代替ALTを派遣すること。
- ⑨ ALTが本事業の目的を理解し、小・中学校での規律及び施設管理上の規則等を遵守し、指揮命令者の指揮命令の下に従事するための適切な措置をすること。
- ⑩ ALTへの指導方法、教材作成等の助言及び支援をすること。
- ⑪ 派遣先がALTに依頼する研究会・研修会・会議・行事・事業等への協力及び出席をすること。
- ⑫ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）及びその一部を改正する法律（平成27年法律第73号。）に規定する派遣元に義務付けられている諸手続きをすること。
- ⑬ 小・中学校ごとの就業日程に係る連絡調整をすること。
- ⑭ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に規定する健康診断をALTに受診をさせること。

(2) A L Tは、次に掲げる業務を履行すること。

- ① 担当教員や学級担任等の指示に基づき、派遣された小・中学校の外国語活動及び外国語科授業等（以下「授業等」という。）に参加し指導及び指導補助等を行うこと。
- ② ①に掲げられた業務の準備を行うこと。
- ③ 授業の教材研究及び教材作成の支援をすること。
- ④ 教員に対する英語指導、使用教材の開発及び作成の補助並びに助言をすること。
- ⑤ 外国語活動及び外国語科以外の授業、朝の会、帰りの会、給食時間、掃除時間、休み時間、学校行事等の授業時間外における児童生徒との英語による交流及び英語指導を必要に応じて行うこと。
- ⑥ 業務実施に係る担当教員や学級担任等との事前打合せをすること。
- ⑦ その他派遣先が必要と認め、A L Tと協議し指示したものを実施すること。

(3) A L Tの資質及び条件

- ① 英語を母語とする者又はこれに準ずる者とし、現地大学以上の教育機関を卒業もしくは、同等以上の学歴を有し、学校教育に対し積極的に取り組む姿勢を有する者。
- ② 小・中学校の授業等の趣旨を学習指導要領等により十分理解している者。
- ③ A L Tとして十分な経験を積んだ者又はA L Tとして派遣元で実施する研修等を受けた者。
- ④ 業務履行上要する日本語力を有する者。
- ⑤ 積極的に児童生徒と共に活動する意欲を有し、かつ日本の小・中学生を指導する能力及び資質を有する者
- ⑥ 原則として、派遣期間を通じて業務を遂行できる能力を有する者
- ⑦ 日本での就労に必要な査証等を有し、犯罪に係る刑事罰等の執行猶予を受けてない者。

3 契約期間

契約締結日から令和12年3月25日までとする。

ただし、派遣元が派遣先及び小・中学校の指示に従わないとき、その他派遣業務を継続することが適当でないと認めるときは、その契約を取り消し、または期間を定めて業務の停止を命ずる場合がある。なお、A L Tの派遣は令和9年4月1日以降とする。

4 派遣場所

座間市立座間小学校外10箇所・座間中学校外5箇所（別表のとおり）

5 就業日、就業時間等

(1) 就業日は次に掲げるとおりとする。

- ① 学校休業日を除く月曜日から金曜日で、派遣先が定める日
- ② 土曜日・日曜日・祝日で学校行事等により就業日として指定する日
- ③ 小・中学校での就業日は特定の時期に偏ることなく、派遣期間中に均一に配置することを原則とする。

(2) 就業時間は、原則として、8時30分から15時30分までの派遣先が定める7時間とし、途中70分を休憩時間とする。あわせて、授業時限数は1日最大5時限（1時限を45～50分とする。以下「時限」という。）までとする。ただし、振替授業を行う場合は、1日最大6時限までとする。

(3) 就業日の振替については次のとおりとする。

- ① 派遣先の都合により就業日を変更する場合は、派遣先は当初就業する予定であった日の3日前（土曜日・日曜日・祝日を除く。）までに派遣元に通知する。

② 就業日の振替は派遣先と派遣元の協議により決定する。

6 必要日数・派遣人員数等

次の計画とする、ただし、状況により変更となる場合がある。

- (1) 派遣総日数は年間1,580人日程度。
- (2) 1校につき、原則として1名のALTを派遣する。
- (3) 業務に支障のない範囲で、1名のALTを複数校に派遣することを妨げない。
- (4) ALTの1年間の配置・派遣日については以下の条件で派遣先と派遣元が協議してALT配置計画を別途定める。
 - ① 小学校3学年から6学年までの全学級については、1学級あたり35時限程度。
 - ② 中学校1学年から3学年までの全学級については、1学級あたり20時限程度。
 - ③ 中学校支援級については、1学校あたり5時限程度。
 - ④ 上記に加え、イングリッシュデイ（一校に複数のALTが集まり、集中的に英語に触れ興味や関心を高めるイベント）を小学校、中学校でそれぞれ毎年各校1回実施する。
 - ⑤ 総派遣日数に教職員への研修も含むこと。

7 業務指揮権限

派遣先は、ALTに対して従事すべき業務に関する必要な指揮命令を行う。

8 安全衛生

派遣元及び派遣先は、労働安全衛生法を遵守し、ALTの就労環境の保持に努める。

9 派遣先責任者及び指揮命令者

- (1) 派遣先責任者は、小・中学校の校長とする。
- (2) 小・中学校の校長は、ALTの派遣就業に関し、労働者派遣法第41条に定める事項を行う。
- (3) 指揮命令者は、小・中学校の校長とする。ただし、必要がある場合には、教頭又は学級担任等が代わって指揮することができる。

10 派遣元責任者

派遣元が個別契約書において別途通知するものとする。

11 ALTからの苦情への対応

- (1) 苦情の申出を受ける者は次に掲げるとおりとする。
 - ① 派遣元においては派遣元が別に定める。
 - ② 派遣先においては小・中学校の教頭とする。
- (2) 苦情に対しては、派遣元及び派遣先が連携し、誠意をもって適切かつ迅速に対応するものとする。

12 支払方法、費用負担等

- (1) この契約は本業務にかかる作業1日あたりの単価契約とする。ただし、予定日数に達しない場合や超過した場合でも、異議なく履行すること。
- (2) 支払は1か月単位とする。
- (3) 派遣元は、令和9年4月分から契約期間中の派遣実績を毎月末で締め、座間市の定める手続きに従い、翌月以降書面をもって座間市に請求する。
- (4) 業務履行中に生じた経費（移動等にかかる経費又はその途上における事故等に起因

するものを含む。) 其他法律に基づく雇用者義務としての経費はすべて派遣元が負担する。

- (5) A L Tが不慮の事故又は体調不良等により業務の履行が困難となり、代替A L Tによる業務が履行できなかったときは、派遣先は派遣料金のうち、これに相当する金額の支払いを免れることができる。
- (6) A L Tが給食を希望する場合は、給食費の納付の時期及び納付方法等をA L Tと小・中学校とで協議することとする。

1 3 その他

- (1) A L Tが指揮命令者の指揮の下で作成した教材は、派遣先に帰属する。
- (2) この契約締結後、契約単価は原則3年間変更しないが、社会保険等の法改正などにより賃金体系に大幅な影響が生じるような情勢になった場合は、双方協議を行うことができる。
- (3) 契約期間中、人事異動等で派遣先責任者及び指揮命令者、派遣元責任者が変更する場合は、人事異動等変更通知書をもって通知すること。
- (4) この仕様書に定めのないこと及び疑義が生じたときは、派遣先及び派遣元が協議して別途定める。

別表(派遣場所)

座間市立座間小学校外10校

学校名	所在地	令和8年度 学級数					
	連絡先	1年	2年	3年	4年	5年	6年
座間市立 座間小学校	座間市座間2丁目3113番地	4	4	4	4	4	4
	046-251-0009						
座間市立 栗原小学校	座間市栗原中央6丁目8番1号	3	3	3	3	4	4
	046-251-0074						
座間市立 相模野小学校	座間市広野台1丁目41番1号	2	2	2	2	2	3
	046-251-0625						
座間市立 相武台東小学校	座間市栗原1302番地	3	3	3	3	3	3
	046-251-6446						
座間市立 ひばりが丘小学校	座間市ひばりが丘4丁目4番1号	2	2	2	2	2	2
	046-252-1124						
座間市立 東原小学校	座間市東原2丁目6番1号	2	3	3	3	3	3
	046-253-3145						
座間市立 相模が丘小学校	座間市相模が丘3丁目1番1号	2	3	3	3	3	3
	046-254-8202						
座間市立 立野台小学校	座間市立野台1丁目1番3号	4	3	3	4	4	4
	046-254-8100						
座間市立 入谷小学校	座間市入谷西5丁目8番1号	3	2	3	2	3	3
	046-253-7211						
座間市立 旭小学校	座間市ひばりが丘5丁目43番1号	2	2	3	2	3	3
	046-253-2255						
座間市立 中原小学校	座間市西栗原2丁目16番1号	3	3	3	3	3	3
	046-251-3882						

※ 学級数については、令和8年8月末日現在による見込みのもので、今後変更される可能性がある。

座間市立座間中学校外 5 校

学校名	所 在 地	令和 8 年度 学級数			
	連 絡 先	1 年	2 年	3 年	支援級
座間市立 座間中学校	座間市緑ヶ丘4丁目6番地10号	5	4	5	4
	046-251-0135				
座間市立 西中学校	座間市座間2丁目1230番地	6	5	5	3
	046-251-2277				
座間市立 東中学校	座間市ひばりが丘5丁目57番地1号	5	5	5	5
	046-253-3357				
座間市立 栗原中学校	座間市栗原中央6丁目4番地1号	4	4	5	4
	046-254-9977				
座間市立 相模中学校	座間市相模が丘6丁目35番地1号	4	5	5	4
	046-253-2183				
座間市立 南中学校	座間市南栗原3丁目8番地1号	5	4	4	3
	046-256-0700				

※ 学級数については、令和 8 年 8 月末日現在による見込みのもので、今後変更される可能性がある。